

したの比較的多いという。保健衛生費の中品中取除費が途中で部外にたつたので支出金が少く済んだ。以上が理由である。

一議長(加藤市蔵)本件について異議がないからと会議に諮り異議がないから決意するのをよめる。

日程第二(議案第四十五号)福生町健康保険條例の一部改正の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題として第一読会を申し出るをよめる。

書記 朗読

一市長(菅原右郎)本件は去る九月二十二日の議会が改正したものであるが、実際に保険料算出に當り別紙の通り改正することとしたことを述べた。

一第三番(平井初五郎)原案通り決意したい旨を述べた。

一議長(菅原右郎)第三番の議について会議に諮り全々異議がないから原案通り決意するのをよめる。

会議録署名議員選舉

一議長(加藤市蔵)署名議員選舉は指名推薦により指名者と議長としたい旨を会議に諮り全場異議がないので指名推薦によることに決するのをよめたのを指名し一名毎に会議に諮り異議なく決す。

森田 誠重 村野 茂平 平井 初五郎

一議長(加藤市蔵)会議を閉する旨を告げる。

一議長(加藤市蔵)本議會を閉会するのをよめる。

午後三時五十分

本會議の議案を録しその相違ないことを互に証するため二に署名する。

昭和二年十月十日

福生町議會議長 加藤市蔵

議員 森田 誠重

福生町議會 議事

平井初五郎
村野善平

昭和二年福生町議會之議錄

一 昭和二年十月十六日福生町議會定例会を福生町役場に招集する
一 應招議事左の通

- | | |
|------------|-------------|
| 第一番 並木作次 | 第十五番 田村福一 |
| 第六番 天野由三 | 第十六番 高橋三郎 |
| 第七番 田村信 | 第十七番 田村宇一 |
| 第八番 高橋角藏 | 第十八番 森田誠重 |
| 第九番 村尾昌三 | 第十九番 田村榮吉 |
| 第十番 森田 稔 | 第二十番 平井初五郎 |
| 第十一番 加藤市藏 | 第二十一番 井上岩太郎 |
| 第十二番 高水藤太郎 | 第二十二番 貫井甲作 |
| 第十三番 設樂美知 | 第二十三番 田村利一 |

一 会議の事味を申し

第一 昭和三年愛媛県衛生会設立認可書受領の件

第二 福生町警署警察本部條例設置の件

一 議文(加藤市蔵) 土曜日の午後一時三十分開会を宣す

一 地方自治法第百五條の規定により、議長の請出による出席した者名を通知

町長 岸 徳太郎

町役 齋藤 孝太郎

〃 〃 窪金 吉

主事 内 田 勇

一 本日の書記を通知

総務 大 野 忠一

〃 佐藤 三 郎

一 議長(加藤市蔵) 土曜日の午後一時三十分開会を宣す

一 出席議員名を通知

並木 伸 松

平野 由三

田村 信

高橋 角 義

村尾 昌三

旗 森 真

加藤 市蔵

高水 藤太郎

設楽 美和

田村 福一

高橋 三郎

田村 宇一

森田 誠重

羽村 栄吉

平井 初太郎

井上 岩太郎

貴井 伊作

田村 利一

一 議長(加藤市蔵) 本日の会期を一日とする旨を告げる

日曜第一 昭和三年愛媛県衛生会設立認可書受領の件

一 議長(加藤市蔵) 本日の議題として第一議案を提出する旨を通知

書記 訓 読

一 町長(岸徳太郎) 本日の議案の重要は輸入に於て事業税附加税の五厘の引き上げを企てる

過年度配賦税額、電気がスル九万四千五百圓、遊樂飲食税一万圓の増収は現在の主収実績から見ても見込みであります。尚地方配賦税は特別配付令八千四百圓を含む二十六万四千五百圓増は決定金である。都府金は土木費、下水溝工事に対する地元費の附である。都府金は家屋調査補助及土木費補助の合計額三十四万五千四百圓であります。

歳出は、役場費特別半増と其の他経常費の不足金を主とし、警察消防費にあつては警察の訓示等及会議室の増築費並消防費のポンプ附屬器具を計上した。土木費は下水道溝費及全国作別費である。教育費は一般経常費の不足金と社会教育費とをミミルに概して購入し、中等教育生の視覚教育を期した。

社会及市外施設費は先般の大火災復興金も計上した。保健衛生費は町営運轉市の管理費である。財産費は所有住宅の修繕費及び小倉夜増築資金、橋立を計上した。

統計調査費は本年度行ふ家屋調査費其他以上概要を述べた追加予算の概算理由とする。

一 議長(加藤市蔵)市長より概算理由の説明があつたが、各町の意向に先立つて議長会の結果について報告したい。郡議長会は十月初め開かれその結果町村町長、二年末特別半増支給については本議一月分を最高とし各町の集計に於いては小以下に支出することに本会から報告する。

一 第十五番(田村福一)歳入の各款より順次審議したい。

一 議長(加藤市蔵)第十五番歳入について先づ町村が異議はない。

一 第十五番(平井和五郎)異議なし。

一 第三十三番(平井和五郎)都府附加税の事業税附加税の過年度調査の意味について。

一 町田主事、本年の金は倉工業の三十三年度分である。過年度調査とは過ぎた年度に課すべき税金も賦課すべき税額も標準が決定しないので次の年度に調査するものである。主として法人の金が多い。

一 第十五番(加藤市蔵)都支出金の土木費補助について。

一 町田(齋藤善太郎)先般の訓令補助費改定費の補助の見込み十一万四千五百圓であるが十一万四千五百圓である。

一、議長(加藤中藏)衆入に於て他に賛否を問ひを認む。

異議なし。其が多し。

一、該社（加藤中流）歳出の役所費について

一、第五番(田村福)紋垢取虫拾のや結まじの位か。研修業のや巻にいて

一、財政（三審室考）は月令の赤字は十八万円で、研究費は、東京の研究会費等である。

一、第十一番（加藤市表）乳牛牛当には所長即彼令を合む

一、財政（三藩室考）財政

一、第六番(高橋三郎)昨年は青梅軒と同じに牛乳を支給してゐるか。乳量結算も同收平内ほどの位や。

一、町長(津徳米部) 町長、町紋を降く一人平均六二〇〇町
町長、町紋を含め二六七〇〇町である

一、第三番（平井知五郎）一軍を倒して、司令位でありから支店を認めたい。

一、第十一番(高橋三郎) 原案按成である

一、革委員(黄井甲作)町村長会と議長会と併別牛当給子に上り相違があるようだが、如何にして相違したか、今この経過を報告せられた。

二、町長（岸澤九郎）町村長の命令に於ては先煙を申渡した通りを尊重。一日目とし町村の寒水に於て

多クの相違はあつたといふ事もない。今でもした中合であり、議案会に於ては、一月

最高とする甲合せであつた。本日迄の
近村の様子下端標所在新留所にも同收下り今

と決つたようである

一、第三番(平井初五郎)所の乳業は現在何人であるか。

一、助役（川窪金吉）
 牧師三九名
 國保三名
 農地審査會三名
 小中若校三名
 警署一名
 衆議院一名

總論六十九

一、第六卷(高橋三郎)デラウントの産は如何になつてゐるか

一、町長（兼徳次郎）人柄として品時偉である

一、第三番（平井初太郎）新校歌賞はたしか

一、校長(岸邊源郎)第一小學校の係了。第二小學校の結仕である。

支給するもの考慮して示す

一議長(加藤宗義)別に限らず申合せられた

一、第一番(高橋申義)議長会で申合せた事項を町長会に連絡しその回答があったか

一、議長(加藤武義)別に町村長会から回答を要した

一、第五番(高橋三郎)警察、乳頭を咬み愛を一律に与へたい。

一、第一番（高橋申義）第二十番説に賛成である

一、第三方面(要井澤作)各村と連絡し、互小によることを議長、町長に仕せた。

一、第十番（高橋三郎）瑞穂町は決定したのだから、名目は立っと思ふ。

一萬二千番(平井初五郎) 今おもたせると云ふほどなくすつてしまふのだい

一、第二章(高橋三郎)第三章(高井伸作)と全議長に骨を折つてゐた。

一、議長(加藤市素)警察消防費について審議せよ。

一、第五番(田村福一)後埔比較して整る葉が、高い理由について

一、西長（峯徳太郎）改地の取立の事や、林業振興が、さいふである。

一、第六番(高橋三郎)警察取調の所別牛当本各自治体警察並みにしたい

一、高田番(高井屋作) 乳合組合から要求するたけ。

一、田主事警察本部外交権はない

一、第二章(加藤中表)宮集。臺の各号について

（所長）岸田忠郎）
課下室を改造して訓授室にしたい。自治体警察事務局で訓授室がないのは

当分の外であり、必要と合ふより申入はあつたので増やしたい

一、第十一番(高橋三郎)「主要な台詞」を考へる。

一 第五番(豊井田作) 小田原にありしものを移し、中津にありしものを移す。

一 第六番(並木村) 中津の支番は出来たり。

一 内田主事 敷地の件について、鉄道(王子管理)部と交渉中である。

一 議長(加藤市業) 警察委員にいて、異議はない。

一 第七番(高橋南義) 現在、向に合ふと思ふ。尚警察委員会とは、な話にまつた。

一 第八番(田村福一) ^{田村福一} 警察委員会にあり、な話にまつた。

一 内田主事 工事費は、な() かけ、な() 工事を改造した。な() である。

一 第九番(田村福一) 本や業、警察委員会、工事施行については、警察委員会により決り。

る。な() 係休いた。

一 第十番(豊井田作) 特別牛を、な() 建てる。な() である。

一 第十一番(森田誠重) 牛を、増築、な() である。から、検査、其他に、支障、な() である。な() である。

た。

一 第十二番(田村福一) 警察委員会に、な() である。

一 第十三番(豊井田作) 尚、な() である。な() である。

一 第十四番(三宅金吉) 増築、な() である。な() である。な() である。な() である。

公安委員会、な() である。に、計、な() である。工事施行に、な() である。警察委員会に、な() である。

地、な() である。

一 第十五番(高橋三郎) 公安委員会、な() である。な() である。な() である。な() である。

此の件、な() である。な() である。

一 第十六番(田村福一) 警察委員会、な() である。な() である。

一 第十七番(田村福一) 警察委員会、な() である。な() である。な() である。な() である。

な() である。な() である。な() である。な() である。

一 第十八番(高橋南義) 工事、な() である。な() である。な() である。な() である。

一 第十九番(平井初太郎) 第八番、な() である。な() である。

一、第六番(高橋三郎)警察委員会に於て施行しようを審議してもらいたい。

一、第七番(田村福一)議長・採決してもらいたい。

一、議長(加藤市義)警察委員の建議書、若くは増築の件について別添に賛成する者の起立を求め

起立 六名

一、議長(加藤市義)原案賛成者十一名の起立を求め、決定する旨を告げる。

一、第七番(田村福一)施行に当り警察委員会に任じたい

一、議長(加藤市義)第十五番説について異議がないかを会議に諮り全会一致につき

警察常任委員会に任じようとする旨を告げる。

一、議長(加藤市義)土木費について、散高費について

一、第七番(田村福一)先主に手末とこのか牛当をたてたい。

一、第七番(平井初太郎)警署を議決した建議書の屋根修理はどなたか、

一、第七番(平井田作)小学校増築設計を設計料の可否について

一、町長(幸徳太郎)第一小学校の屋根修理は近日工事を始めることになつた。

第二小学校増築設計については決めたが、設計書を作つて設計してもらいたい。

一、第三番(平井田作)第一小学校と云ふところを消し、小学校増新築費とせよ。

一、町長(幸徳太郎)増築を行つて新築するか、このところを決めたが、近頃増築したい。

一、第七番(加藤市義)未墾地を学校敷地とするため農地開放のとき除外したものである。

最近地主は未墾地の樹木を伐採し家を建てるのはないかと思はれる。

一、第七番(森田誠重)地主は裁判から決定通知が来ている。

一、第七番(平井田作)第一小学校増築費も、小学校新増築費と訂正したい。

一、第十五番(田村福一)第三小学校を作ると云ふことは町長、議長共意味が同じである。たゞ時期

が異なるか、ただであると思ふ。

一、第七番(平井田作)土地の地主が立入ることに注意をせよ。たゞがよいと思ふ。

一、議長(加藤市義)社会事業委員の決定機購入について

